

循環

Vol. 130

令和元年7月

とやま

美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業資源循環協会

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について

富山県生活環境文化部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環 政 第 21 号

平成31年4月10日

一般社団法人富山県産業資源循環協会

会長 楠 正則 殿

富山県生活環境文化部長



低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について（依頼）

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、環境省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員に対し周知くださるようお願いいたします。

【通知の概要】

- ・ 廃重電機器等以外のもの（塗膜くずなど）について、P C B汚染物ではないことの判断基準及びその判断のための分析方法を明確化したもの。

【事務担当】

環境政策課廃棄物対策班 箱江

TEL：076-444-9618（直通）





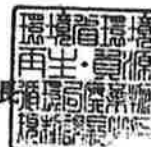
環循発第 1903283 号
 環循施発第 1903281 号
 平成 31 年 3 月 28 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長



低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について
 (通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB 廃棄物」という。）の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

低濃度 PCB 廃棄物については、主に廃重電機器等について、処理が進められてきたところであり、その廃重電機器等における PCB 汚染物の該当性の判断については、これまで「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」（環廃産発第 040217005 号）において通知した考え方に沿って、判断がなされてきたところである。

そうした中、昨今では塗膜くずを中心として多様な低濃度 PCB 汚染物の処理が進められてきており、低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準について一部不明確であったことから、自治体の判断が分かれていることなどが課題となり、PCB 廃棄物の適正な処理の推進において支障となってきた。

こうした背景を踏まえ、環境省では、「平成 30 年度低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会」及び「第 26 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、これまで通知によって判断基準が明確化されてきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外の低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準について検討を行い、下記の通り基本的な考え方をとりまとめたので通知する。

記

1. PCB 廃棄物の処理においては、処理物の判断基準の設定において考慮されているリスクの考え方が基礎となっているため、低濃度 PCB 汚染物の該当性判断基準の設定についてはこの考え方を踏襲し、別表のとおり原則として処理物の判断基準と同じ数値を

低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準とする。

2. 上記 1. に加えて、例外的に、塗膜くずに代表されるような PCB を含有する廃棄物であり、PCB を含む油が自由液^(注)として明らかに存在していない場合については、PCB の含有濃度が 0.5mg/kg 以下となる場合は、低濃度 PCB 汚染物に該当しないものと判断するものとする。こうした PCB を含む油が自由液として明らかに存在していない場合としては、塗膜くず、少量の低濃度 PCB 汚染油が染み込んだもの(紙くず、木くず又は繊維くず)等とする。
3. 既に当省より発出した「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」(環廃産発第 040217005 号)において、低濃度 PCB 廃棄物の該当性判断基準が示されている廃重電機器については、従前通りの基準を適用する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条の 4 第 5 号ル(9)において定める特定の工場又は事業場で排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについても、従前通りの運用とする。
4. 分析方法については、別表に提示したものとする。ただし、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第 3 版)」(平成 29 年 4 月環境省)で示す方法については現時点では準用するものとし、一部、検出下限値の設定等について環境省で検討し、今後通知する。

注：PCB を含む油が染み込み又は付着した廃棄物から、PCB を含む油が染み出し又は脱離して、液体状態として確認できるもの。

以上

(別表)

対象	形態	卒業基準	PCB 汚染物ではないことの判断基準	分析方法
廃油	当該廃油に含まれるもの	0.5 mg/kg 以下	同左	・ 告示第 192 号 (注 2) 別表第二 ・ 告示第 192 号別表第三の第一 ・ 簡易測定法マニュアル (注 3)
廃酸、廃アルカリ	当該廃酸、廃アルカリに含まれるもの	0.03 mg/L 以下	同左	・ 環境庁告示第 13 号 (注 4)
廃プラ	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg/kg 超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左 含有濃度 0.5mg/kg 以下 (注 1)	・ 告示第 192 号別表第三の第二 ・ 告示第 192 号別表第三の第三 ・ 低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法 (注 5) を準用
金属くず	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg/kg 超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・ 告示第 192 号別表第三の第二 ・ 告示第 192 号別表第三の第三
陶磁器くず	付着したものの	0.5 mg/kg 超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・ 告示第 192 号別表第三の第二 ・ 告示第 192 号別表第三の第三
紙くず	塗布され、又は染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左 含有濃度 0.5mg/kg 以下 (注 1)	・ 告示第 192 号別表第四 ・ 低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法を準用
木くず、繊維くず	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左 含有濃度 0.5mg/kg 以下 (注 1)	・ 告示第 192 号別表第四 ・ 低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法を準用
コンクリートくず	付着したものの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・ 環境庁告示第 13 号
汚泥	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左 含有濃度 0.5mg/kg 以下 (注 1)	・ 環境庁告示第 13 号 ・ 低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法を準用
その他		検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・ 環境庁告示第 13 号

注 1 : PCB を含む油が自由液としては明らかに存在していない場合に限る。

注 2 : 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法 (平成 4 年厚生省告示第 192 号)

注 3 : 絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル (第 3 版) 平成 23 年 5 月環境省

注 4 : 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号

注 5 : 低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法 (第 3 版) 平成 29 年 4 月 環境省

廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について

富山県生活環境文化政策課長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環 政 第 194 号
令和元年5月22日

一般社団法人富山県産業資源循環協会
会長 橘 正則 様

富山県生活環境文化政策課長



廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、このことについて、環境省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、特に下記の事項について、貴会員に対し周知くださるようお願いいたします。

【通知概要】

別添通知 第二関係 排出事業者責任の徹底

排出事業者による適正な処理料金の負担等

第五関係 使用済電気電子機器関係

廃棄物等の処理におけるリチウムイオン電池等の発火のおそれのある異物の分別・除去の徹底

第七関係 補助事業

廃プラスチック類の高度なりサイクルに資する設備への補助事業の活用
＜ホームページ＞

省 CO2 型リサイクル等高度化設備導入促進事業

（プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業）

http://www.jwrf.or.jp/subsidiary/save_co2/current/index.html

第九関係 火災防止対策

保管される廃プラスチック類の火災予防の徹底

【事務担当】

環境政策課廃棄物対策班 早坂

TEL：076-444-9618（直通）

FAX：076-444-3480





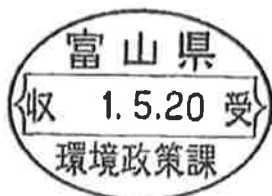
環循適発第 1905201 号

環循規発第 1905201 号

令和元年 5 月 20 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長

（公印省略）

廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力、御協力いただいているところである。

さて、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約 700 万トン程度が排出されているところ、平成 29 年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約 150 万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成 30 年の輸出量は約 100 万トン程度にとどまっているところである。これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が多く、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）から寄せられている。

これまで、環境省においては、廃棄物処理センター等の公共関与の産業廃棄物処理施設での受入促進を依頼しているほか、プラスチックリサイクル設備の導入に対する補助事業等を実施しているところであるが、それでもなお、国内での廃プラスチック類の滞留が解消されず、処理が逼迫している状況である。

こうした状況を踏まえ、下記の事項のとおり、当面の対策について示すこととするので、御協力願うとともに、貴管内の排出事業者及び処理業者への周知及び指導いただくようお願いしたい。

また、下記第八については、各都道府県一般廃棄物担当部局においては、管内市町村及び一部事務組合に周知いただくようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化について

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところである。

特に廃プラスチック類については、国内における処理が逼迫している状況に鑑み、広域的な処理の円滑化及び不適正処理の防止のため、これらの搬入規制の廃止、緩和を速やかに実施されたいこと。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたいこと。

第二 排出事業者責任の徹底

排出事業者は、廃棄物処理法の規定により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をするか、他人に委託する場合には処理業者等の同法において他人の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないとされており、その責任は極めて重いものである。

廃プラスチック類の処理に当たっては、広域的な処理に係る運搬費用の増加や廃プラスチック類の処理に係る中間処理後の二次委託先における処理料金の値上げ等により処理コストが増加傾向にあるものの、処理業者からは、これに対応するための処理料金の値上げについて、排出事業者の理解が得られないとの声も上がっている。

廃棄物処理法第 19 条の 6 の規定において、排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を支払うことが求められており、委託先の処理業者による不適正処理により生活環境の保全上支障が生じた場合等においては、排出事業者が措置命令の対象となる可能性もあるため、各都道府県・各政令市におかれては、処理業者だけでなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理が逼迫していることを周知するとともに、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導ありたいこと。

さらに、廃棄物処理法第 12 条第 7 項や第 12 条の 3 第 8 項などの排出事業者に係る規定が適切に運用されているかを確認し、適正処理が確保されるよう、必要に応じて指導を強化されたいこと。

第三 不法投棄監視強化

環境省において平成 30 年 8 月及び平成 31 年 2 月に各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長等に対して行ったアンケート調査では、外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、当該アンケートに回答いただいた自治体においては確認されていないものの、一部地域において上限超過等の保管基準違反が発生していることや一部処理業者において受入制限が実施されていることから、今後、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する可能性が強く懸念されているところである。各都道府県・各政令市においては、廃プラスチック類の不法投棄等が発生しないよう不法投棄の監視等について、より一層強化するとともに、外国政府による廃棄物の輸入規制の影響等により発生した可能性のある廃プラスチック類の不法投棄等の事案が確認された際には、速やかに環境省に連絡されたいこと。

第四 輸出関係

使用済プラスチックについては、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に判断し、産業廃棄物に該当するものを輸出しようとする事業者は、廃棄物処理法第 15 条の 4 の 7 で準用する同法第 10 条の規定に基づき、環境大臣の確認を受けなければならないことから、これを事業者に対して周知するとともに、環境大臣の確認対象となりうる事業者を発見した場合は、速やかに所管の地方環境事務所に情報提供されたいこと。

第五 使用済電気電子機器関係

使用済電気電子機器を含む金属スクラップ（いわゆる雑品スクラップ）等の外国政府の輸入規制の影響等により、従来、資源として取り扱われていた使用済電気電子機器等が廃棄物となり、不法投棄等の不適正処理がなされる懸念があることから、必要な監視・指導等を徹底されたいこと。また、有害使用済機器についても同様に国内における処理の滞留や放置、火災の発生等も懸念されることから、有害使用済機器保管等届出制度の運用に当たっては、有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（平成 30 年 3 月環境省）等を活用いただき、不適正処理等の防止のため、必要な監視・指導等を徹底されたいこと。

また、リチウムイオン電池等、発火のおそれのある異物を含む有害使用済機器又は廃棄物の処理に当たっては、異物の分別・除去を徹底するよう、排出事業者及び処理業者を指導されたいこと。

第六 使用済プラスチックの廃棄物該当性

これまで有価物として輸出されてきた使用済プラスチックについても、外国政府の輸入規制の影響等により搬出先が確保できず、野積み状態が継続している場合等におい

ては、「行政処分の指針について」（平成 30 年 3 月 30 日付け環循規発第 1803328 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に基づき、廃棄物該当性を適正に判断されたいこと。

また、有価物と称して使用済プラスチックを搬入し、プラスチック原料等を製造している事業者がいる場合についても、当該製造工程が廃棄物の処理に当たらないか否かを改めて確認し、適切に対応されたいこと。

第七 補助事業の周知

中華人民共和国等の使用済プラスチック等の輸入禁止措置に対応するとともに、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保するため、プラスチックの高度なリサイクルに資する設備への補助事業を平成 30 年度より大幅に拡充したところである。各都道府県・各政令市においては、プラスチックの処理を行う事業者に対して本制度を周知し、活用を促進されたいこと。

第八 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理

廃棄物処理法第 11 条 2 項に規定されているとおり、市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。このことを踏まえ、ごみ焼却施設又は廃プラスチック類の再生施設等を保有する市町村においては、今般の状況に鑑み、当該施設において、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受入れて処理することについて、積極的に検討されたいこと。

受入れを実施する場合、循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）又は廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて市町村等が整備した一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を処理する際の財産処分（目的外使用）の扱いについては、「廃棄物処理施設の財産処分について」（平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号。以下「財産処分通知」という。）第 2 の「3 環境大臣が個別に認める財産処分について」に示しているとおり、所定の要件を満たす場合には国庫納付に関する条件を付さず承認することとしているので御承知をお願いしたい。また、財産処分通知の同項アにおいて「当該地域において、対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがあること。」としているところ、今般の状況に鑑みて当該地域以外から産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受け入れる場合については本要件を満たすものとして取り扱うので、併せて御承知をお願いしたいこと。

なお、財産処分通知の同項エに示しているとおり、産業廃棄物を受け入れる際には、排出事業者責任等を勘案し処理費用として料金を徴収するなど、市町村財政に負担をかけることとする。料金水準については、例えば、産業廃棄物処理業者等の廃プラステ

ック類の処理料金の水準と同等とすること等が考えられる。

第九 火災防止対策

国内で保管される廃プラスチック類が増加傾向にある中、昨今、廃プラスチック類の処理施設等における火災の発生が複数確認されているところである。

廃プラスチック類は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 4 の指定可燃物として、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 に掲げられる合成樹脂類に該当する可能性が高いものである。したがって、廃棄物処理法第 12 条の産業廃棄物処理基準に従って適正に処理することに加えて、消防法に基づき市町村条例において定められる物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に従い、火災防止に努めるよう、処理業者に対して指導されたいこと。また、これらの廃プラスチック類の処理に係る火災防止の具体的な運用に当たっては、消防法又は市町村の火災予防条例等を所管する消防署等関係機関とも連携して対応されたいこと。

試験研究に用いる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更取扱いについて

富山県生活環境文化部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

環 政 第 213 号

令和元年 5 月 27 日

一般社団法人富山県産業資源循環協会

会長 橋 正則 殿

富山県生活環境文化部長



試験研究に用いる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更の
取扱いについて（依頼）

本県の環境行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、環境省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員に対し周知くださるようお願いいたします。

【通知の概要】

- ・PCB特措法では、高濃度PCB廃棄物のJESCOの事業対象地域をまたぐ保管場所の変更を制限する規定があるが、試験研究に用いる高濃度PCB廃棄物については、この規定は適用されない。

【事務担当】

環境政策課廃棄物対策班 笹江

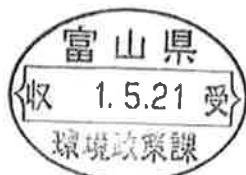
TEL：076-444-9618（直通）



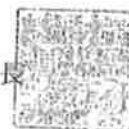


環循施発第 1905161 号
令和元年 5 月 16 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長



試験研究に用いる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更の取扱いについて
(通知)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 10 条第 1 項に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号）第 6 条により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の 5 箇所の処理施設の事業対象地域毎に異なる処分期間が設定されたため、保管事業者が、処分期間内の処分の履行義務を逃れることを目的とし、より処分期間の末日の到来が遅い事業対象地域に移動させることが考えられる。こうした行為は、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがあることから、これを認めない趣旨で、PCB 特別措置法第 8 条第 2 項により、保管場所の変更が制限されている。なお、この趣旨に鑑み、高濃度 PCB 廃棄物の処分をする者である JESCO については、同項に基づく保管場所の変更の制限は適用されていない。

一方、試験研究に用いる高濃度 PCB 廃棄物については、保管事業者の保管場所から試験研究を行う施設に移動された後は、長期間保管されることなく、速やかに試験研究の用に供されることが明らかであることから、PCB 特別措置法第 8 条第 2 項の規定の趣旨に照らし、保管場所の変更の制限は適用されないと解すべきである。

具体的には、試験研究に用いる高濃度 PCB 廃棄物については、試験研究の用に供するべく保管場所から運び出される時点で、保管事業者による保管が終了し、JESCO の処理施設において処分が予定される高濃度 PCB 廃棄物ではなくなるものと解される。このため、試験研究に用いる高濃度 PCB 廃棄物を保管事業者の保管場所から試験研究を行う施設へ移動させることに対しては、PCB 特別措置法第 8 条第 2 項に基づく保管場所の変更の制限は適用されない。

なお、試験研究に該当するか否かについては、「規制改革・民間開放推進三か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（環廃産発 060331001 号）の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」のとおり、あらかじめ、試験研究を行う者に対して、当該試験研究の計画の提出を求め、判断すること。

各都道府県・政令市におかれては、保管事業者及び試験研究を行う者等への指導を行う際

く技術的な助言であることを申し添える。

(以上)

香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について

(公社) 全国産業資源循環連合会から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡

平成31年4月18日

各 正 会 員

責 任 者 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会

専務理事 森谷 賢

「香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について」(周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、経済産業省資源循環経済課及び環境省廃棄物規制課より別紙のとおりバーゼル法の改正に伴う注意喚起がございました。

つきましては、貴職におかれましても、香港向け再使用目的の液晶モニター等電気・電子機器の輸出に際しては、バーゼル法及び香港の規制内容に留意いただくよう、貴協会関係会員に対し周知をお願い申し上げます。

平成31年4月12日

一般社団法人日本船主協会 殿
公益社団法人全国産業資源循環連合会 殿
社団法人日本通関業連合会 殿
一般財団法人家電製品協会 殿
一般社団法人電子情報技術産業協会 殿
一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 殿
一般社団法人日本リユース機構 殿
日本リユース業協会 殿

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について(注意喚起)

平成30年10月1日以降、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下、「バーゼル法」という。)の改正により、香港政府において有害廃棄物とされている液晶モニターはバーゼル法の特定有害廃棄物等と定義され、再使用目的の輸出の場合においても、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という。)の輸出承認の対象となっています。

また、香港政府は、有害な部品や成分を含有する使用済み電気・電子機器の輸出入を特に厳格に規制しており、平成30年12月31日からは、液晶モニター以外の電気・電子機器についても、規制対象とされています。このため、我が国から香港へ輸出される電気・電子機器は再使用目的であっても、香港政府によってバーゼル条約上の有害廃棄物と判断されるおそれがあります。

実際に近年では、それらが我が国へシッピングバックされる事案が複数発生しており、シッピングバックされた貨物について、開披検査を実施したところ、再使用不能な貨物が含まれている例もありました。

このような状況を踏まえ、香港向け再使用目的の電気・電子機器等の輸出に際しては、別紙1、2、3、4を御参照の上、バーゼル法及び香港の規制に十分留意していただき、輸出予定の貨物について、液晶モニターについては外為法の輸出承認の要否、その他の電気・電子機器については「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について」により再使用目的だと判断しうるか否か、香港当局が再使用目的だと判断しうるか否か、香港側の輸入者が香港当局から必要な許可を受けているか等を十分に確認した上で行っていただくよう、御注意ください。

引き続き、バーゼル法及び香港の規制内容に十分留意していただくよう、御周知方お願いします。

<別紙一覧>

別紙1: 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)関係条文

別紙2: Advice on Import and Export of Used Electrical and Electronic Equipment Having Hazardous Components or Constituents

別紙3: Schedule 6 & 7 to the Product Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603)

別添4: 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について

<連絡先>

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

電話 03-3501-4978(直通)

basel@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

電話 03-3581-3351 内線 7882

env-basel@env.go.jp

【別紙1】

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)関連条文等

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)

(定義等)

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物(船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

・ 条約附属書IVに掲げる処分作業(以下「処分」という。)を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの(条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め(以下「条約以外の協定等」という。)に基づきその輸出、輸入、運搬(これに伴う保管を含む。以下同じ。)及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。)

ホ 条約の締約国である外国(以下このホにおいて「条約締約国」という。)において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(平成三十年環境省令第十二号)

(条約の締約国である外国において有害廃棄物とされている物)

第五条 法第二条第一項第一号ホの環境省令で定める物は、中華人民共和国香港特別行政区(以下この条において「香港」という。)において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされているモニター(第三条に掲げる物を除く。)であつて、香港を輸出の仕向地又は経由地とするものとする。

○バーゼル法において輸出入承認が必要な特定有害廃棄物等として明確化された再使用できない電気・電子機器(規制対象36品目)

- | | |
|--|---|
| 1. ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに準ずる。) | 16. 電気クラインダー・電気ドリルその他の電動工具 |
| 2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの | 17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 |
| a. ブラウン管式のもの | 18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 |
| b. 液晶式(電源として一次電池又は積電極を使用しないものに限る。、被写体に組み込むことができるように設計したものを除く。)のもの及びプラズマ式のもの | 19. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 |
| 3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 | 20. フィルムカメラ |
| 4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機 | 21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の家用電気機械器具(3.の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く) |
| 5. 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 | 22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具(1.のユニット型エアコンディショナーを除く) |
| 6. 携帯電話機・PHS機その他の無線通信機械器具 | 23. 電気アイロン・電気押縫機その他の縫製用又は衛生用の電気機械器具(4.の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く) |
| 7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機(2.のテレビジョン受信機を除く) | 24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具 |
| 8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具 | 25. ヘアドライヤー・電気カミそりその他の美容用電気機械器具 |
| 9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音楽機械器具 | 26. 電気マッサージ器 |
| 10. パーソナルコンピュータ | 27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 |
| 11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記録装置 | 28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 |
| 12. プリンターその他の印刷装置 | 29. 電光時計その他の電気照明器具 |
| 13. ディスプレイその他の表示装置 | 30. 電子時計及び電気時計 |
| 14. 電子書籍端末 | 31. 電子楽器及び電気楽器 |
| 15. 電動マシン | 32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 |
| | 33. 給湯器 |
| | 34. 配電盤 |
| | 35. 無停電電源装置(UPS) |
| | 36. 冷却用コンプレッサー(冷媒モーター) |

有害な部品や成分を含有する使用済み電気電子機器の 輸出入に関する勧告(※仮訳)

電気電子機器は、処分時に環境及び健康に危険を及ぼす有害な部品や成分を含む可能性がある。バーゼル条約に従い、Waste Disposal Ordinance (WDO: 廃棄物処分規則)は、①有害成分や部品を含有する廃電気電子機器(WEEE)、及び②e-waste¹ (2018年12月31日から有効な規制)の輸出入を許可制により規制している。規制される廃棄物には、①ブラウン管(CRTs)、液晶ディスプレイ(LCD)、発光ダイオード(LED)及びプラズマディスプレイ等種々のディスプレイ技術を持つコンピュータモニター、ラップトップ、タブレットコンピューター及びテレビ、②蓄圧器、バッテリー、水銀スイッチ、プリント配線基板(電気電子機器から解体 及び/又は 破壊された状態)、鉱油又はポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む変圧器及びコンデンサー、並びに③一定の物質により化学廃棄物と見なされる程度にまで汚染された電気電子部品、が一般に含まれる。さらに、①リサイクルを目的としない非有害WEEE (WDO の別表6)、②WDO の別表7に掲げる有害物質で汚染されたWEEE、及び③e-waste¹ (2018年12月31日から有効な規制)の輸出入についても、WDOの下で同様に許可制としている。上記の廃棄物を輸入又は輸出する者はEnvironmental Protection Department (EPD: 環境保護署)から事前に許可を得なければならない。その義務に従わない場合は犯罪となり、200,000 ドルの罰金及び6 か月の懲役刑となり得る。要件の中では特に、環境に配慮した方法で廃棄物が管理される場合に輸出入許可が発行される。

WDO では、「廃棄物」を捨てられた物質又は物品と定義している。またWDOは、捨てられるか又は別の方法で廃棄物として扱われた物質又は物品は、廃棄物でないことが証明されない限り廃棄物と見なすと規定している。近年、裁判所は、廃棄物の輸出入規制を目的として、元の使用者が捨てた物質又は物品は、まだ機能する状態か有価で販売されるかに関わらず、WDO に規定される廃棄物であるとの判決を下している。このように、①有害な部品や成分を含有する使用済み電気電子機器(例えば、テレビ、コンピュータモニター、バッテリー)、及び②e-waste (2018年12月31日から有効な規制)は、当初意図した目的に修理なしで再使用される場合を除き、廃棄物と見なされ、上記の管理の対象となる可能性が高い。

電子廃棄物の違法な越境移動は地球規模の問題であることを踏まえて、近年 EPD はそのような廃棄物の輸出入を厳しく規制している。香港に入港又は出港する疑わしい貨物には、十分な捜査が行われ、WDO に違反した者は起訴される。①有害物質又は部品を含む使用済み電気電子機器、及び②e-waste (2018年12月31日から有効な規制)の輸入者及び輸出者には、船積み前に貨物がEPD からの廃棄物の輸出入許可を必要とするかどうかを確認することを勧告する。そのような機器が輸入国で直接再使用される目的で輸出される場合には、廃棄物の輸出入許可は一般的にEPD から要求されない。しかしながら、輸入者及び輸出者には、そのような機器の香港への輸入又は香港からの輸出前に、輸出入時の規制への適合性の確認を円滑化するために、下記の措置を講ずることを強く勧告する。

(i) 輸入国の中古市場の実際の需要に適するように、適度に新しい型式や製造日の使用済み電子機器だけを選ぶこと。どのような場合も、製造年から5年以上経過しているものは避けることを推奨する。

(ii) それらの使用済み機器が仕向地の技術的基準及び安全基準の両方に適合し、消費者にとって直接中古使用に適した状態であることを保証するために、使用済み電気電子機器を、輸出前に検査、修理、改修及び試験を行うこと。どのような場合も、破損又は故障している品物を貨物に入れることは認めない。

(iii) それぞれの使用済み機器について、①検査、修理及び試験の結果(盛り込むべき内容は、ブランド名、モデル、シリアルナンバー、製造年、発見・修理された問題点・破損箇所、適合性試験を行った日付と結果)及び②試験に責任を持つ会社の詳細文書を適切に記録すること。試験は輸入国への出荷の2年以内に行うこと。上記全ての情報は、関係規制当局による検査・確認の求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。

(iv) それぞれの使用済み機器について、輸送時、積み込み及び積み下ろし作業時の衝撃から保護するため、機器全体を適切かつ十分に個別こん包すること。それぞれの機器同士は、直接接触しないようにすること。また、積載されたものの重さに耐えることができるこん包をすること。それぞれの機器が区別できるように、判読可能なラベル又は張り紙(例:固有のシリアルナンバー)を貼り付けること。必要に応じて、こん包された貨物の写真を関係規制当局に提供すること。

(v) 適切に中古販売されることを確保するため、輸入国の関係者と事前に契約を結ぶこと。輸入国において使用済み機器の輸入が許可されているか、また、荷受人又は買主は中古品販売目的の輸入が許可されているかを輸入国の規制当局に確認すること。

¹WDOの定義上、「e-waste」はProduct Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603)別表第6第2欄に掲げる品目であって捨てられたと見なされる電気電子機器。

環境保護署
2018年7月

※この仮訳は、情報の提供を目的としたものであり、経済産業省又は環境省が香港における規制の法的解釈や運用等について責任を有するものではありません。香港における規制の法的解釈の疑義、確認等については、法令を所管する香港当局（香港環境保護署）へ御照会願います。

【香港環境保護署の連絡先】

Territorial Control Office
Environmental Protection Department
Government of Hong Kong Special Administrative Region of the People's
Republic of China
28th Floor, Southorn Centre, 130 Hennessy Road, Wanchai,
Hong Kong, China
Tel: (85 2) 28 38 31 11

製品環境責任規則(Cap. 603) 別表第 6、第 7

別表第 6

[ss. 3, 42 & 46]

本規則で規制の対象となる電気機器

1 欄	2 欄	3 欄
項目	電気電子機器	本規則における定義
1.	エアコンディショナー	エネルギー効率(製品ラベル表示)規則(Cap. 598)別表第 1 第 2 部 (Part 2)第 1 項(Division 1)に記載する室内エアコンディショナー
2.	冷蔵庫	エネルギー効率(製品ラベル表示)規則(Cap. 598)別表第 1 第 2 部 (Part 2)第 2 項(Division 2)に記載する冷蔵庫
3.	洗濯機	エネルギー効率(製品ラベル表示)規則(Cap. 598)別表第 1 第 2 部 (Part 2)第 4 項(Division 4)に記載する洗濯機
4.	テレビ	(1) 以下の記載に該当する電子機器 (a) 当該機器が単一ケーシングで覆われているチューナー(又はレシーバー)と表示画面から構成されていること; (b) 当該機器の主たる機能がアンテナや信号ケーブルから送信されるテレビ信号を受信して表示するものであること; (c) 当該機器の表示画面の大きさが 254 cm (100 inches) (対角線で測定)を超えないこと; 及び (d) (当該機器に他の視聴覚装置が付属されている場合は)当該機器に付属した装置が同じケーシングに覆われ、他の部品と合わせ、1つの電力ケーブルからコンセントで接続されていること。 (2) 本規則 8. のモニターの定義に該当するテレビは、4.(1)にかかわらず、本規則の目的上、テレビと見なされる。
5.	コンピュータ	(1) 電子機器で以下のもの (a) 電子データの保存、処理及び検索のために使用されるもの; 及び (b) 一般に“パーソナルコンピューター”、“PC”、“デスクトップコンピューター”、“タブレットコンピューター”、“ラップトップコンピューター”、“ノートブックコンピューター”、又は市場で同様の意味の名称で呼ばれるもの。 (2) 5.(1)に該当する携帯電子機器の記載にかかわらず、本規則の目的上、以下の場合にあつては、コンピューターとは見なされない。 (a) 当該機器の主たる機能の1つがセルラー無線ネットワークを通じたモバイル通信である;

		(b) 当該機器が電話の標準音声機能を持っている; (c) 当該機器が公衆交換電話網(PSTN)に接続されている; 及び (d) 当該機器が一般に“テレフォン”、“フォン”、又は市場で同様の意味の名称で呼ばれるもの。
		(3) 本表のその他電子電気機器の定義に該当するコンピューターは、本規則の目的上、コンピューターと見なされる。
6.	プリンター	(1) 以下の記載に該当する電子機器 (a) 当該機器の重量が 30 kg を超えないこと。(素手で取り外し可能なように設計された消耗品、電力ケーブル及びデータケーブルの何れも除く); 及び (b) 当該機器の主たる機能が、当該機器に接続されたコンピューターから電子データを使用し、文書や画像を紙に印刷するものであること。 (2) コピー機、ファクシミリ送信機又はスキャナーとして使用可能なプリンターは、本規則の目的上、プリンターと見なされる。 (3) 電話信号ネットワーク経由で送信された電子データを使用して文書や画像を紙に印刷するだけのファクシミリ送信機は、本規則の目的上、プリンターとは見なされない。
7.	スキャナー	以下の記載に該当する電子機器 (a) 当該機器の重量が 30 kg を超えないこと。(素手で取り外し可能なように設計された消耗品、電力ケーブル及びデータケーブルの何れも除く); 及び (b) 当該機器の主たる機能が、当該機器の透明パネルに直接置かれた表面上の文書や画像を光学的にスキャンして、文書や画像が再生できる電子データを生成するものであること。
8.	モニター	以下の記載に該当する電子機器 (a) 当該機器が電子データの保存やコンピューティングの機能が無いこと; (b) 当該機器の主たる機能が、当該機器に接続されたコンピューターから電子データを使用し、ブラウン管(CRT)、液晶表示(LCD)、プラズマ、発光ダイオード(LED)又はレーザー技術を用いて表示画面に文書や画像を生成するものであること; 及び (c) 当該機器の表示画面の大きさが 13.97 cm (5.5 inches) (対角線で測定)よりも小さくはなく、254 cm (100 inches) (対角線で測定)を超えないもの。

別表第 7
[省略]

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準

1. 目的

使用済み電気・電子機器を中古品（リユース目的）として輸出する場合には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号。以下、「バーゼル法」という。）第2条に規定する「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下、「バーゼル条約」という。）附属書Ⅳに掲げる処分作業を行うための輸出でないことから、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はありません。

しかし、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、それらは、輸出の相手国において、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（最終処分やリサイクル作業）が行われることが想定され、それらに含有する有害物質の含有量等によっては、バーゼル法の適用を受ける物となる懸念があります。仮に、この適用を受ける物が、バーゼル法に基づく輸出の承認を得ずに輸出された場合、バーゼル法の違反となるだけでなく、バーゼル条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出しようとする者は、自ら、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことを確認し、税関に申告時等に証明することが求められます。本基準は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的の輸出であることを客観的に判断することができる基準を示すことにより、輸出者による、これら証明を容易にすることを目的としたものです。なお、本基準は、バーゼル法に基づく輸出の承認が必要とされる物を変更するものではありません。

2. 中古品判断基準の適用範囲

本基準は、家庭で使用した電気・電子機器（事業者が一般的な事務活動において使用した電気・電子機器を含む。）をリユース目的で輸出する場合に適用されます。

また、近時輸出が確認されている、電気・電子機器等を内蔵するパチンコ台等の遊技機器（その構成部品である電気・電子機器を含む）及び自動車から取り外し可能なオーディオ等の電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合も、本基準に準ずることとします。

具体的な品目の例については、参考資料をご参照ください。

3. 中古品判断基準の適用時期

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（以下、「中古品判断基準」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

なお、使用済みブラウン管テレビについては、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」（平成 21 年 9 月 1 日から適用）（以下、「ブラウン管テレビの中古品判断基準」という。）を適用していますが、平成 26 年 4 月 1 日からは、中古品判断基準を適用します。

4. 中古品判断項目

使用済み電気・電子機器を輸出する際に、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業が行われるものではない中古品（リユース目的）として判断するのは、以下のいずれの項目も満たす場合のみです。

1 つでも基準を満たさない使用済み電気・電子機器については、同附属書Ⅳに掲げる処分作業目的での輸出とみなされます。この場合、輸出者は、当該機器について、有害物質の含有の有無を確認し、バーゼル法の該非を確認する必要があります。

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法 ^{※1} の例
① 年式・外観	破損や傷、汚れがないこと （大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない） ※ 特定家庭用機器^{※2}に関しては、別表を参照	・ 製品の筐体に大きな打痕がないこと及び著しい汚れがないことを確認する。 ・ 電源プラグの溶痕（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（半断線、亀裂）がないことを確認する。	・ 個別製品ごとに、製造年・型式・メーカー及び破損等のないことを確認し、その結果の記録、もしくは、その事実を確認できる書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。記録については、開披せずとも確認できるようにしておくこと。 ・ また、求めに応じ目視可能な状態にしておくこと。 ※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておくこと。

^{※1} 証明のための記録・書類等は、輸入国等においても確認が行われる可能性を考慮し、英文のものを提示できるよう配慮すること。

^{※2} 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器をいう。

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法*1の例
② 正 常 作 動 性	通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること ※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと	・ 通電等の正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認する。 ・ 左述付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認する。 ・ 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能検査を実施し）、十分な蓄電を行えることを確認する。 （この場合、蓄電池使用に係るメーカー推奨期間に留意するとともに、鉛蓄電池等が機能せず中古使用が不可能な状態であれば、パーゼル法の規制対象となる懸念があることに留意すること。）	・ 個別製品ごとの正常作動検査の結果、個別製品の種類ごとの正常作動検査方法及び検査実施状況を撮影した写真を記録し、検査内容に責任を負う事業者名・連絡先と併せて、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。開披せずとも記録を確認できるようにしておくこと。 ・ 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておくこと。 ・ 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸入国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 ・ 内蔵された蓄電池については、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
③ 梱 包 ・ 積 載 状 態	荷姿等が適切であること（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）	・ テレビモニター等がある場合には、その画面部分には段ボール紙等により画面保護を行う。 ・ 小型の物については、必要に応じて、段ボール箱を利用、個別に包装する等し、整然と積載する。 ・ 積み込みを行うまでの間、風雨等にさらされないよう屋内で適切に保管する。	・ 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法 ^{※1} の例
④ 中古取引の事実関係	契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること ※ 当該契約書等には、 1. 使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む） 2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること		・ 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
⑤ 中古市場	輸入国において当該製品の中古市場があること	・ 輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認する。 ・ 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入が認められている場合は、その政府許可等を確認する。	・ 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 ・ 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認められている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと（英文以外は、その翻訳（日本文又は英文）を提示できるよう配慮すること）。

(別表) 特定家庭用機器の年式・外観に係る判断項目

機器	年式	外観
エアコンディショナー	製造から 15年以内	下記に該当しないこと。 ➤ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上 ➤ 室内機が破損している ➤ 室内機と室外機が揃っていない ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
テレビジョン	製造から 15年以内	下記に該当しないこと。 ➤ ブラウン管または筐体の破損 ➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
冷蔵庫・冷凍庫	製造から 10年以内	下記に該当しないこと。 ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
洗濯機	製造から 10年以内	下記に該当しないこと。 ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ ふたが欠損している ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである

注1) 本別表は、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月）のガイドラインAに基づくもの。

注2) リユース品としての需要が存在する範囲について地域の特性などに留意し、表中の製造年数を超える製品については、型式・メーカーを指定の上で輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを証する書類（輸入者等との契約書等）を提出することにより（基準④を参照）、例外的に年式基準の適合に代えられる可能性がある。ただし、求めに応じて該当製品を確認できる状態にしておくこと。

5. 事前相談等における留意事項

アジアなどの諸外国においては、使用済み電気・電子機器の輸入を規制している国が多数存在しています。輸出に際しては、輸出先国等（該当する場合は通過国も含む。）の規制の遵守が前提であり、輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国等の規制（禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等）について確認し、また、求められた場合は輸出先国等当局に輸出先国等の規制を遵守していることを示す必要があることにご留意ください。

特に、輸入国政府の許可を前提として再輸出目的で輸入を認めている国への輸出などについて、輸入国の協力を得られる場合は、環境省は、再輸出先でのリユース状況を確認することがあることにご留意ください。

参 考 使用済み電気・電子機器の例

＜家庭で使用する電気・電子機器＞

冷蔵庫・冷凍庫
 エアコン
 室外機
 洗濯機
 ブラウン管テレビ
 液晶テレビ
 プラズマテレビ
 電子レンジ
 炊飯器
 ジャーボット
 食器洗い乾燥機
 クッキングヒーター
 換気扇
 電気温水器（電気瞬間湯沸器）
 給湯器
 空気清浄機
 加湿器
 除湿機
 扇風機
 電気掃除機
 電気かみそり
 電気式家庭用生ゴミ処理機
 電動ミキサー
 電気式コーヒーマーカー及びティーメーカー
 トースター
 ホットプレート
 電動歯ブラシ
 携帯用電気ランプ
 電気暖房機器
 電気カーペット
 ヘアドライヤー
 電気アイロン
 家庭用電動ミシン
 電話機（電気機器内蔵の物）
 ファクシミリ
 携帯電話
 公衆用PHS端末
 ラジオ放送用受信機
 ビデオテープレコーダ（セット）
 DVD-ビデオ
 BDレコーダ/プレーヤ
 ビデオカメラ（放送用を除く）
 プロジェクタ
 ビデオプロジェクション
 BS/CSアンテナ
 CS専用アンテナ
 CSデジタルチューナ
 地上デジタルチューナ
 ケーブルテレビ用STB
 デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）
 デジタルオーディオプレーヤ（HDD）
 テープレコーダ
 MDプレーヤ

ステレオセット
 CDプレーヤ
 ICレコーダ
 アンプ
 スピーカシステム
 電池式ヘッドホン及びイヤホン
 カメラ（電気機器内蔵の物）
 デジタルカメラ
 PC（デスクトップ型）
 PC（ノートブック型）
 モニター（電子計算機用）
 プリンタ
 フォトプリンター
 リモコン
 キーボードユニット
 電卓
 電子辞書
 電気照明器具（電球を含む。）
 電気式時計
 家庭用電気工具

＜家庭用医療機械器具類

（医療機関等で使用されたものを除く。）＞

家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
 家庭用電気・光線治療器
 家庭用磁気・熱療法治療器
 家庭用吸入器
 家庭用医療用物質生成器
 電子体温計
 電子血圧計

＜電気・電子機器等を内蔵する遊技機器＞

電気楽器（電子キーボード、電気ギター等）
 携帯型ゲーム機（電気機器内蔵の物）
 据置型ゲーム機（電気機器内蔵の物で、パチンコ、スロットルマシンを含む）

＜自動車から取り外し可能な電気・電子機器＞

カーナビゲーションシステム
 カーカラーテレビ
 カーDVD
 カーステレオ
 カーCDプレーヤ
 カーMD
 カーアンプ
 カースピーカ
 カーチューナ
 カーラジオ
 VICSユニット
 ETC車載ユニット

フロン排出抑制法の改正について

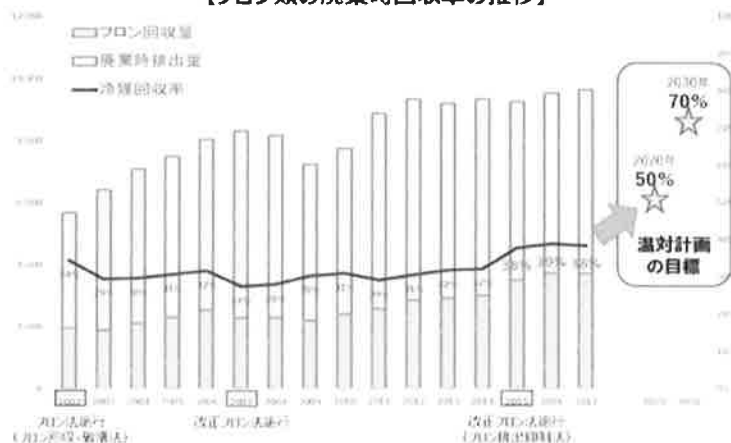
富山県生活環境文化部環境政策課

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の適切な回収を促す、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が改正され、令和元年6月5日に公布されました。業務用の冷凍空調機器の廃棄時に冷媒の代替フロンなどが空気中に放出されないよう、機器廃棄時の廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の確認の義務付けや、ビル所有者らユーザーがフロン回収を行わない違反に対する罰則の強化などを図るものです。公布後1年以内に施行されます。

1 改正の背景

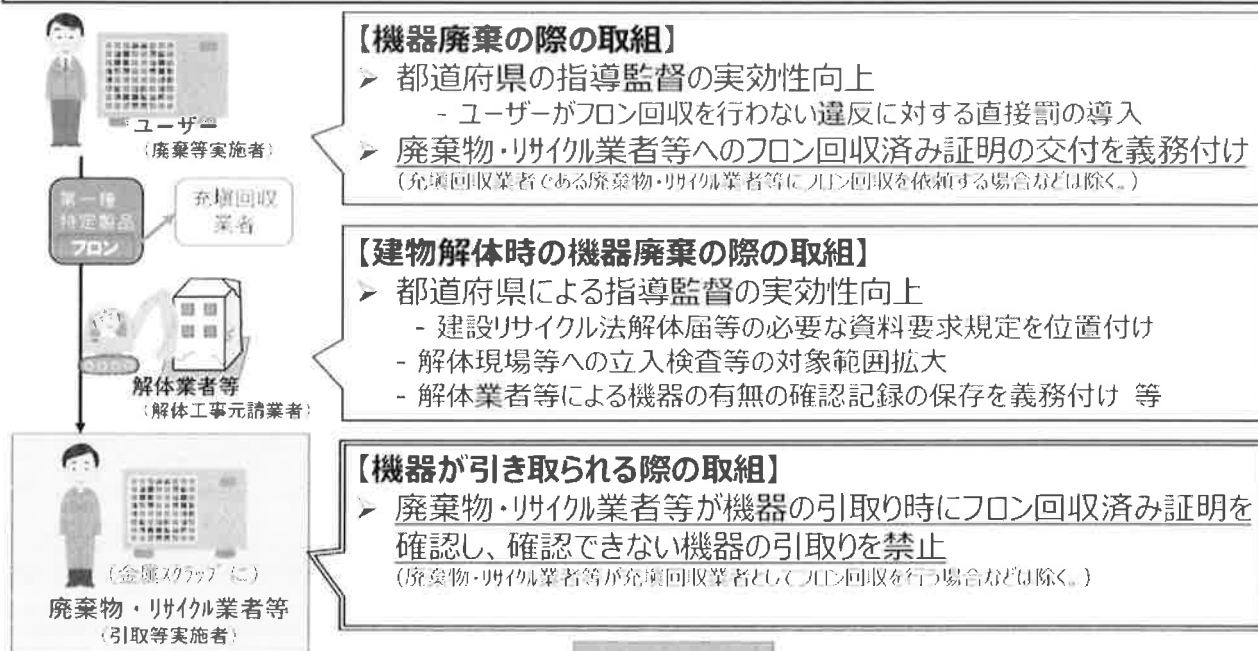
- 2001年のフロン回収・破壊法制定（改正されフロン排出抑制法へ）に伴い、**機器廃棄時のフロン回収を制度化**。
- しかし機器廃棄時のフロン回収率は**10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱に止まる**。
- 地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）の**目標の実現に向け、対策強化が不可欠**。

【フロン類の廃棄時回収率の推移】



2 法改正のポイント

機器廃棄時のフロン回収率向上のため、**関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。**



2020年度に廃棄時回収率 50%の達成へご協力をお願いします。

廃棄物の不適正処理の防止について

富山県生活環境文化部環境政策課

廃棄物の不適正処理（不法焼却、不法投棄など）を行った場合は、違反行為をした行為者本人だけでなく、その行為者を雇用する法人にも罰則が適用されることがあるなど、厳しい制裁が課せられることとなります。

また、平成 29 年 6 月の廃棄物処理法改正により、電子マニフェスト登録が一部義務化されるなど、不適正処理への対応が強化されています。

会員の皆様におかれましては、以下の内容を再度ご確認ください、従業員等に廃棄物の適正処理について周知徹底くださるようお願いいたします。

1 廃棄物の不適正処理（不法焼却、不法投棄）の禁止について

○廃棄物の焼却の基準

廃棄物は、以下のような基準が守られている焼却炉でなければ焼却することができません。これらの基準は規模にかかわらずすべての焼却炉に適用されます。（裏面イメージ参照）

（廃棄物処理法施行令第 3 条第 2 号イ、第 6 条第 1 項第 2 号イ、法施行規則第 1 条の 7、平成 9 年厚生省告示第 178 号）

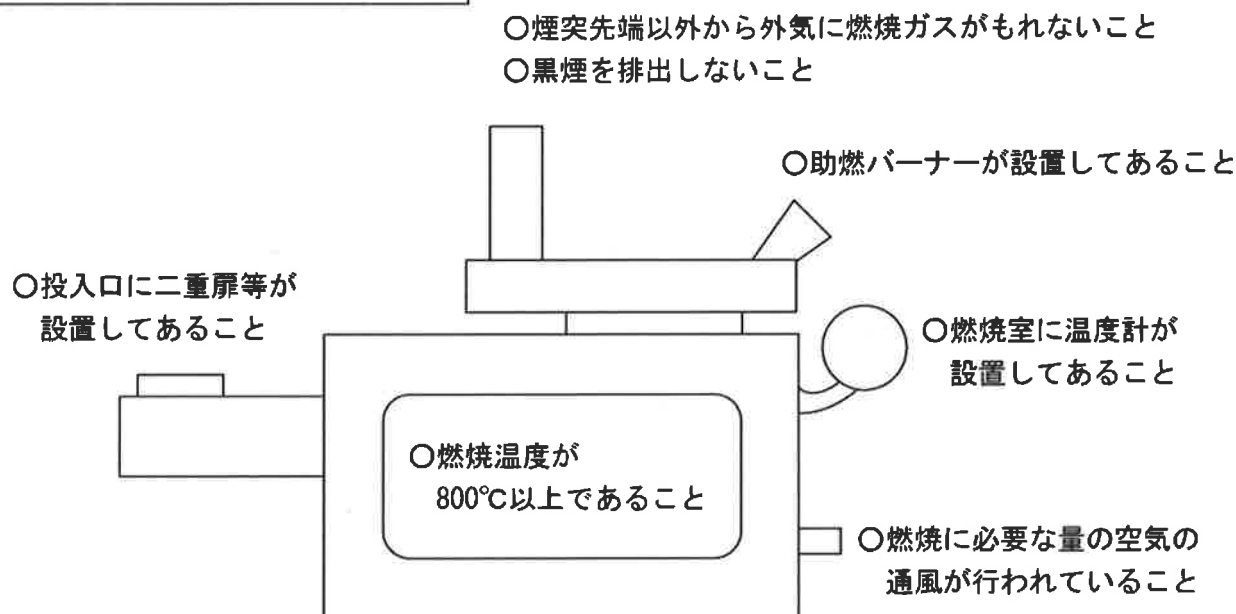
- ・ 煙突先端以外から外気に燃焼ガスがもれないこと
- ・ 黒煙を排出しないこと
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われていること
- ・ 燃焼温度が 800℃以上であること
- ・ 助燃バーナーが設置してあること
- ・ 燃焼室に温度計が設置してあること
- ・ 投入口に二重扉等が設置してあること（逐次投入方式の場合）

※ 廃プラスチック類で 1 日あたりの焼却処理能力が 100kg を超える焼却炉など、一定規模以上の焼却施設の設置には許可が必要です。

○罰則

廃棄物処理法では、不法焼却、不法投棄をした者は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はその併科、法人に対しては 3 億円以下の罰金刑に科せられることがあります。未遂罪も適用されます。また、産業廃棄物処理業者が刑罰を受けると、許可の取消処分の対象となります。

基準を満たす焼却炉のイメージ



2 廃棄物処理法の改正（H29. 6 改正）（廃棄物の不適正処理への対応の強化）について

（1）電子マニフェスト登録の一部義務化等

① 一部事業者の電子マニフェストの使用義務化（R 2. 4 施行）

PCB を除く特別管理産業廃棄物の発生量 50 t 以上の事業場を設置する事業者が廃棄物の処理を委託する場合に電子マニフェストの使用を義務付け

② マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化（R 2. 4 施行）

1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に強化（従前は 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

（2）許可を取り消された者等に対する措置の強化（H30. 4 施行）

許可を取り消され、又は事業の全部・一部を廃止した廃棄物処理業者で、委託された廃棄物の処理が終了していないものは、取消し等から 10 日以内に委託者に書面で通知することを義務付け

3 県の取組み

県内では、野外焼却により、火災の原因となったり、近隣住民から苦情が寄せられたりするなどの事例が受けられたことから、県や市町村、産業資源循環協会等で構成する「富山県不法処理防止連絡協議会」では、春（3月20日から4月19日）と秋（9月頃を予定）を重点監視期間に設定し、監視パトロールを実施しています。

また、不法投棄の防止に向けて、県（不法投棄監視員）や市町村職員等が重点監視区域を設けて、監視パトロールを実施しています。

ご注意ください！ ～変更を行った場合の手続きについて

富山県生活環境文化部環境政策課

1 変更届出の提出について

名称や住所、法人の代表者や役員、収集運搬車両等の変更を行った場合や、事業の廃止を行った場合は、届出が必要です。

法人の登記事項証明書が必要な変更届出については、変更後 30 日以内に、それ以外は 10 日以内に届出をしてください。

2 許可証の書換えについて

許可証の記載事項の変更については、産業廃棄物処理業許可証再交付等申請書の提出により許可証の書換えを受けることができます。

なお、平成 29 年 10 月 1 日時点で水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている場合は、以下の書類も合わせて提出してください。

① 収集運搬業

ア 事業計画書（様式第 6 号の 2 第 1 面、第 2 面、第 5 面及び第 7 面）

※ 積替え・保管を行う場合は第 3 面及び関係書類も添付

イ 現行許可証の写し

② 処分業

ア 事業計画書（様式第 7 号の 2、第 7 号の 3、第 7 号の 5）

イ 保管施設の維持管理の留意事項

ウ 保管場所平面図

エ 保管容量等計算書

オ 保管場所掲示板の図案

カ 現行許可証の写し

※ 詳細は、富山県環境政策課のホームページ「水銀廃棄物の取扱いについて」をご確認ください。

3 様式の変更について

平成 29 年 10 月 1 日から申請書（収集運搬業等）の様式が変更になりました。

申請時には、富山県環境政策課のホームページで公開中の様式を使用してください。

※ 主な変更：事業計画の概要を記載する様式、欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 など